

証券コード 3075

平成29年7月18日

株 主 各 位

千葉市美浜区浜田二丁目39番地

株 式 会 社 銚 子 丸

代表取締役社長 石 田 満

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年8月2日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年8月3日（木曜日）午前10時（午前9時受付開始）
2. 場 所 千葉県千葉市美浜区中瀬2-1
幕張メッセ国際会議場 2階 コンベンションホールB
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第40期（平成28年5月16日から平成29年5月15日まで）事業報告
及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.choushimaru.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(提供書面)

事業報告

(平成28年5月16日から
平成29年5月15日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府・日銀主導の経済・金融政策の継続を背景に、緩やかな回復基調で推移しましたが、米国新政権の政策の不確実性や英国のEU離脱問題、欧州各国の選挙等によるマイナス影響が懸念されるなど、先行きについては不透明な状況となっております。

外食産業におきましては、他業種他業態との顧客獲得競争が激化するとともに、食材全般にわたる不足感から仕入価格の高騰傾向が止まないなど、一層厳しさを増しております。さらには、労働需給の逼迫に伴う労働単価の上昇と人材確保が重要な経営課題となっております。

このような状況において、商品開発や銚子丸劇団と、その劇団員による人的接客サービスの一層の向上に注力してまいりました。

販売促進につきましては、当社の主力商品である「まぐろ」にこだわり、「アイルランド産天然本まぐろ」をはじめとした「高品質」かつ「お得感」のあるイベントメニューの充実を図るとともに、「桜島活かんぱち」や「函館真いか」など産地にこだわった商品や、「真鱈白子」「牡蠣」「あんこう」「とらふぐ」など時節の旬の食材に加え、いわゆる「漬け」や「〆もの」など『職人がひと手間を加えた魅力的で自信のある商品』の開発に取り組み、パブリシティとWEB媒体を通じて積極的にアピールすることにより、お客様の来店動機高揚に努めてまいりました。

店舗展開については、採算性を重視し厳選した結果、効率性の高い都心部を中心とし、木場店（平成28年9月）、狛江店（平成28年11月）及び見沼店（平成29年3月）を新規に出店しました。一方で、限られた人的資源の有効活用を図るために不採算店の閉店基準を見直し、西橋本店（平成29年1月）及び宮原店（平成29年4月）を閉店した結果、当事業年度末の店舗数は93店舗になりました。また、利益体質改善のためには、既存店の強化が必要不可欠であることから、上期4店舗、下期5店舗、計9店舗について、作業性の向上及びイメージアップを重視した効果的な改装を実施するとともに、特に「QSCの徹底」に注力し業績向上に努めてまいりました。

以上の取り組みが奏功し、上期は対前年比で減収・減益となりましたが、下期から売上は前年並みに回復し、利益についてもWEB媒体の活用による紙媒体の広告宣伝費の圧縮や、水道光熱費の削減等の努力により前年並みを確保しました。

この結果、当事業年度における売上高は195億40百万円（前年同期比1.0%減）、営業利益は9億23百万円（同1.4%増）、経常利益9億58百万円（同1.6%減）となりました。一方、業績不振店舗に係る減損損失163百万円を特別損失に計上したこと等によって、当期純利益は4億57百万円（同10.9%減）となりました。

（注）金額に消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

当事業年度中に完成した主要設備

新規店舗（計3店舗）の内装設備等	1億75百万円
改装店舗（計9店舗）の内装設備等	36百万円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 37 期 (平成26年 5 月期)	第 38 期 (平成27年 5 月期)	第 39 期 (平成28年 5 月期)	第 40 期 (当事業年度) (平成29年 5 月期)
売 上 高 (千円)	18,345,967	19,086,383	19,730,555	19,540,900
経 常 利 益 (千円)	1,164,755	1,148,220	974,721	958,881
当 期 純 利 益 (千円)	606,585	641,214	513,765	457,518
1 株当たり当期純利益 (円)	208.93	220.86	182.96	167.70
総 資 産 (千円)	8,339,980	9,342,144	8,906,067	8,973,903
純 資 産 (千円)	5,351,147	5,914,074	5,603,634	5,979,242
1 株当たり純資産額 (円)	1,843.14	2,037.04	2,053.93	2,191.66

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

外食産業におきましては、個人消費低迷の長期化、仕入価格の高騰傾向、人材不足や人件費の上昇等、依然として厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況の下、基本に立ち返り、「私達の真心を提供し、お客様の感謝と喜びを頂く」という経営理念の実現をテーマとして、企業体質の一層の強化と、商品のレベルアップ、接客サービスの向上を図るため、当社の対処すべき課題として以下の項目を中心に組み組みでまいります。

① 既存店の強化

当社では、人手不足が急速に深刻化しており、特に店舗勤務者の人材不足が逼迫し、これが新規出店の制約となる中、新規出店に依存する従来の成長モデルが有効ではなくなってきております。そこで、今迄以上に既存店強化を重視し、商品における「銚子丸スタンダード」を徹底するとともに、原価・物流・品質・技術・売価を総合的に見直し、魅力的で自信のある商品開発により他社との差別化を図ってまいります。また、「職人がひと手間かけてご提供する」という当社の特長を生かしつつ機械化・システム化の導入による店舗オペレーションの省力化を推進し、店舗運営の効率化と生産性向上に努めてまいります。

② 人財確保と育成強化

即戦力となる寿司職人の経験者を対象とした中途採用の募集地域を、1都6県に拡大し、積極的なリクルート活動を展開するとともに、特に留学生をターゲットとした外国人の活用と育成強化により、都市部を中心とした人材不足に対応してまいります。

また、優れた技術と経験を有するパートタイマーの正社員化制度の導入と労働

環境の整備・改善を主とした人事改革に取り組み、定着率の向上を図るとともに、人財育成計画の再構築を行い、経営基盤の強化による安定的な業容拡大に努めてまいります。

③ 採算性重視の厳選出店

従来のロードサイド中心から、平成28年4月に駅前立地に新規出店した南千住店の成功事例を受け、商業施設内、駅前・駅中、地下街等の繁華街立地も候補地選定基準に加えたドミナント戦略の下、出店候補地を開拓してまいりました。

今後は、このドミナント戦略に加えて、出店コストと採算性を重視した厳選出店を実現するために、従来の店舗スタイルにこだわることなく、お客様の多様なニーズに応えた「新しい寿司の提供スタイル（都心型回転寿司や狭小立ち寿司店舗等）」も視野に入れた店舗開発を推進してまいります。

④ 本部機能の強化

常に3年後5年後の「あるべき姿」を描き、その達成に向けた経営戦略の策定に必要な調査・提案・推進を専任する戦略的部門の設置、仕入部門の増員をはじめとする既存部署の補強、及び将来の銚子丸を担う若手幹部候補生の採用等により本部機能を強化することで、創業者による強烈的なトップダウンの経営から、各部署長が主体的に考え積極的に関与する組織経営への移行を進め、新しいことに挑戦し続ける社風を醸成してまいります。

以上の取り組みにより、当社の商品およびサービスの高度化を図り、強固な経営基盤の確立と企業価値の増大に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成29年5月15日現在）

当社は、同業他社の低価格均一回転寿司店との差別化を図るために、より上質な商品とサービスを複数価格帯にて提供するグルメ回転寿司業態として、「すし銚子丸」の店名にて直営店のみによる多店舗展開を行っております。

また、顧客の多様な寿司へのニーズに応えることで企業価値向上を図ることを目的として、江戸前寿司の味と技をグルメ回転寿司事業に継承させるべく、立ち寿司業態の「江戸前すし百萬石」を運営しております。

(6) 主要な営業所 (平成29年5月15日現在)

《千葉県》

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社 事 務 所	千葉県美浜区	すし 銚子丸 八 柱 店	千葉県松戸市
すし 銚子丸 浦安店	千葉県浦安市	すし 銚子丸 鎌ヶ谷店	千葉県鎌ヶ谷市
すし 銚子丸 横芝店	千葉県山武郡	すし 銚子丸 船橋店	千葉県船橋市
すし 銚子丸 薬円台店	千葉県船橋市	すし 銚子丸 成田店	千葉県成田市
すし 銚子丸 八街店	千葉県八街市	すし 銚子丸 志津店	千葉県佐倉市
すし 銚子丸 市川店	千葉県市川市	すし 銚子丸 新松戸店	千葉県松戸市
すし 銚子丸 宮野木店	千葉市花見川区	すし 銚子丸 南柏店	千葉県柏市
すし 銚子丸 高洲店	千葉市美浜区	すし 銚子丸 東金店	千葉県東金市
すし 銚子丸 行徳店	千葉県市川市	すし 銚子丸 佐倉店	千葉県佐倉市
すし 銚子丸 東寺山店	千葉市若葉区	すし 銚子丸 市原店	千葉県市原市
すし 銚子丸 桜木店	千葉市若葉区	すし 銚子丸 茂原店	千葉県茂原市
すし 銚子丸 西船橋店	千葉県船橋市	すし 銚子丸 木更津店	千葉県木更津市
すし 銚子丸 大和田店	千葉県市川市	すし 銚子丸 南船橋店	千葉県船橋市
すし 銚子丸 蘇我店	千葉市中央区	すし 銚子丸 富里店	千葉県富里市
すし 銚子丸 柏店	千葉県柏市	すし 銚子丸 酒々井プレミアム・アウトレット店	千葉県印旛郡
すし 銚子丸 八千代店	千葉県八千代市	すし 銚子丸 千葉ニュータウン店	千葉県印西市
すし 銚子丸 北習志野店	千葉県船橋市	百 萬 石 幸 町 店	千葉市美浜区
すし 銚子丸 千葉駅前店	千葉市中央区	すし 銚子丸 松戸岩瀬店	千葉県松戸市

《東京都》

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
すし 銚子丸 保木間店	東京都足立区	すし 銚子丸 経堂店	東京都世田谷区
すし 銚子丸 高島平店	東京都板橋区	すし 銚子丸 みずえ店	東京都江戸川区
すし 銚子丸 光が丘店	東京都練馬区	すし 銚子丸 南小岩店	東京都江戸川区
すし 銚子丸 豊玉南店	東京都練馬区	すし 銚子丸 東葛西店	東京都江戸川区
すし 銚子丸 大泉インター店	東京都練馬区	すし 銚子丸 竹の塚店	東京都足立区
すし 銚子丸 亀戸店	東京都江東区	すし 銚子丸 立石店	東京都葛飾区
すし 銚子丸 綾瀬店	東京都足立区	すし 銚子丸 赤羽店	東京都北区
すし 銚子丸 板橋東新町店	東京都板橋区	すし 銚子丸 四つ木店	東京都葛飾区
すし 銚子丸 南大泉店	東京都練馬区	すし 銚子丸 西新井店	東京都足立区
すし 銚子丸 花小金井店	東京都小平市	すし 銚子丸 宇喜田店	東京都江戸川区
すし 銚子丸 三鷹店	東京都三鷹市	すし 銚子丸 日野店	東京都八王子市
すし 銚子丸 町田店	東京都町田市	すし 銚子丸 武蔵小金井店	東京都小金井市
すし 銚子丸 多摩ニュータウン店	東京都八王子市	すし 銚子丸 三鷹新川店	東京都三鷹市
すし 銚子丸 立川店	東京都立川市	百 萬 石 新 小 岩 店	東京都江戸川区
すし 銚子丸 八王子店	東京都八王子市	すし 銚子丸 杉並宮前店	東京都杉並区
すし 銚子丸 大井店	東京都品川区	すし 銚子丸 東大和店	東京都東大和市
すし 銚子丸 調布店	東京都調布市	すし 銚子丸 南千住店	東京都荒川区
すし 銚子丸 木場店	東京都江東区	すし 銚子丸 狛江店	東京都狛江市

《埼玉県》

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
すし銚子丸南越谷店	埼玉県越谷市	すし銚子丸浦和美園店	さいたま市緑区
すし銚子丸川口新郷店	埼玉県川口市	すし銚子丸草加店	埼玉県草加市
すし銚子丸ひばりが丘店	埼玉県新座市	すし銚子丸上福岡店	埼玉県ふじみ野市
すし銚子丸浦和木崎店	さいたま市浦和区	すし銚子丸南浦和店	さいたま市南区
すし銚子丸東大宮店	さいたま市見沼区	すし銚子丸上尾店	埼玉県上尾市
すし銚子丸北浦和店	さいたま市中央区	すし銚子丸所沢店	埼玉県所沢市
すし銚子丸川越店	埼玉県川越市	すし銚子丸川口店	埼玉県川口市
すし銚子丸春日部店	埼玉県春日部市	すし銚子丸見沼店	さいたま市見沼区

《神奈川県》

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
すし銚子丸宮前平店	川崎市宮前区	すし銚子丸あざみ野店	横浜市青葉区
すし銚子丸横浜都筑店	横浜市都筑区	すし銚子丸川崎中原店	川崎市中原区
すし銚子丸日吉店	横浜市港北区	すし銚子丸武蔵小杉店	川崎市中原区

(注) 当事業年度において開設した店舗は、以下の3店舗であります。
 すし銚子丸木場店、すし銚子丸狛江店、すし銚子丸見沼店
 当事業年度において閉鎖した店舗は、以下の2店舗であります。
 すし銚子丸西橋本店、すし銚子丸宮原店

(7) 使用人の状況（平成29年5月15日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
456 (1,308) 名	△6 (91) 名	40.10歳	7.02年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマーは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年5月15日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社三菱東京UFJ銀行	60,000

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成29年5月15日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,800,000株
 (2) 発行済株式の総数 2,903,600株（自己株式175,416株を含む。）
 (3) 株主数 6,177名（前事業年度末比47名増）
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
有限会社オール・エム	784,000	28.74
堀地かなえ	459,720	16.85
堀地ヒロ子	384,880	14.11
堀地元	48,000	1.76
銚子丸社員持株会	30,700	1.13
J. P. MORGAN SECURITIES LLC-CLEARING	11,700	0.43
布施栄一郎	2,500	0.09
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	2,400	0.09
NORTHERN TRUST CO. (AVFC RE COLONIAL FIRST STATE INVESTMENTS LIMITED)	2,400	0.09
UBS EUROPE SE LUXEMBOURG BRANCH REF: AIF CLIENTS	2,000	0.07

(注) 持株比率は、自己株式（175,416株）を控除して算出しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年5月15日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 田 満	
取締役会長	堀 地 ヒロ子	(有)オール・エム 取締役
常務取締役	堀 地 元	
取締役	本 村 公 弘	商品部長
取締役	大 島 有 紀 子	大島有紀子法律事務所 所長
取締役	松 戸 栄 三	環境整備部長
常勤監査役	山 口 忠 則	
監 査 役	中 嶋 克 久	(株)プルータス・コンサルティング 代表取締役 公認会計士中嶋克久事務所 所長 エスプラスカンパニー株式会社 監査役 株式会社あら輝 監査役 公益財団法人YFU日本国際交流財団 監事
監 査 役	守 屋 達 雄	社会保険労務士法人プロジェクト 代表社員 (株)ラムラ 社外取締役

- (注) 1. 取締役大島有紀子氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役山口忠則氏、監査役中嶋克久氏及び監査役守屋達雄氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役中嶋克久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、中嶋克久氏及び守屋達雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	支給額 (千円)
取 締 役 (うち社外取締役)	7 (1)	149,090 (2,400)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	10,200 (10,200)
合 計	10 (4)	160,850 (12,600)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 平成16年8月10日開催の定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額300,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は、年額20,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役大島有紀子氏は、大島有紀子法律事務所の所長を兼務しております。なお、当社は大島有紀子法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役中嶋克久氏は、株式会社ブルータス・コンサルティングの代表取締役、公認会計士中嶋克久事務所の所長、エスプラスカンパニー株式会社の監査役、株式会社あら輝の監査役、並びに公益財団法人YFU日本国際交流財団の監事を兼務しております。なお、当社は株式会社ブルータス・コンサルティング、公認会計士中嶋克久事務所、エスプラスカンパニー株式会社、株式会社あら輝、並びに公益財団法人YFU日本国際交流財団との間には特別の関係はありません。
- ・監査役守屋達雄氏は、社会保険労務士法人プロジェクトの代表社員、並びに株式会社ラムラの社外取締役を兼務しております。なお、当社は社会保険労務士法人プロジェクト、並びに株式会社ラムラとの間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
大島有紀子	社外取締役	当事業年度開催の取締役会には16回中15回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社のコンプライアンス上有用な発言をしております。
山口 忠則	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には16回中15回、また監査役会には17回中16回出席し、長年行政に携わった経験と知識から、必要に応じ、当社のコーポレート・ガバナンス上有用な発言をしております。
中嶋 克久	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には16回中16回、また監査役会には17回中17回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ、当社のコンプライアンス上有用な指摘、意見を述べております。
守屋 達雄	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には16回中14回、また監査役会には17回中15回出席し、主に社会保険労務士として培ってきた豊富な経験・見地から、必要に応じ、発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その内容は当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものであります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

・会計監査人としての報酬等の額 20,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は日本監査役協会が公表しています「会計監査人との連携に関する実務指針」を参考に、社内関係部署及び会計監査人から入手した情報に基づいて、会計監査人の当事業年度の「監査計画」の内容についてその適切性・妥当性を検討するとともに、前事業年度の監査計画における監査時間と実績とを対比する等の分析を通じて、当事業年度の監査計画における「監査時間」と「報酬単価」について検討した結果、会計監査人の報酬等の額が妥当と認められたことから同意したものであります。

・当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 20,200千円

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

③ 処分理由

- ・社員の過失による虚偽証明
- ・監査法人の運営が著しく不当

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制とその運用状況については、以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制についての概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 取締役会は、法令・定款・株主総会決議・取締役会規程・経営理念等に定めた経営の基本的方向性や、行動の規範に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督するものとする。
- ・ 取締役及び使用人は、取締役会が決定した役割と職務範囲において法令・定款・取締役会決議及び総合組織規程その他社内規程に従い、当社の職務を執行するものとする。
- ・ コンプライアンス体制の基礎として、社長を委員長として「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンスマニュアル」の徹底によりコンプライアンス体制の整備、維持、向上を図るものとする。
- ・ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに「コンプライアンス委員会」に報告するとともに、遅滞なく監査役及び取締役会に報告するものとする。
- ・ 法令違反その他コンプライアンスに関する事項についての通報体制として「コンプライアンス委員会」及び内部通報システムを整備し、内部通報制度（ホットライン）に基づきその運用を行うこととする。
- ・ 社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室は内部監査規程に基づき業務全般に関し、法令・定款及び社内規程の遵守状況や業務遂行の手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役にその結果を報告するものとする。また、判明した指摘・提案事項の改善状況については適時フォローアップ監査を実施するものとする。
- ・ 監査役はコンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題あると認める場合には、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。

② 取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務執行に係わる情報については、株主総会議事録・取締役会議事録等法定文書のほか重要情報の記載ある文書等（電磁的記録を含む）を文書管理規程、情報システム管理規程の定めるところに従い、適切かつ確実に保存・管理するものとする。
- ・ 上記の文書等は取締役又は監査役が常時、閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、「危機管理マニュアル」の徹底を図るとともに、必要なリスク管理体制の整備・強化を実施するものとする。
- ・ 地震・洪水・火災等の災害リスク、当社取扱商品に対するクレームリスク及び当社に関する風評リスク等については「危機管理マニュアル」に則りリスクの発生に備えるものとし、また、情報漏洩リスクについては情報システム管理規程及び個人情報保護規程の定めるところに従い管理するものとする。
- ・ 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合には、損害の拡大を防止し、これを最小限に止めるため、「危機管理委員会」を直ちに招集し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーの協力を求め、迅速な対応を行うものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、全般的経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議・決定するものとする。
- ・ 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常勤の取締役、監査役及び部長が出席する経営会議を原則毎月1回以上開催し、職務執行に関する基本的事項や本部経営課題について討議し、社長及び取締役会の意思決定に資するものとする。
- ・ 取締役会の決定に基づく職務執行については総合組織規程・稟議規程において各役職者の権限及び責任と執行手続の詳細を定め明確化を図ることとする。

⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 監査役は、当社の使用人から監査役補助者の任命を求めることができるものとする。監査役補助者の人事異動及び評価については監査役の意見を尊重するものとする。
- ・ 監査役補助者は、監査役と協議のうえ定める期間中、当社の業務執行に係わる役職を兼務しないものとする。

- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役及び使用人は、経営に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等の重要事項について、適時適切に監査役に報告するものとする。
 - ・ 監査役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧できるものとする。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、代表取締役・取締役及び会計監査人と各々、必要に応じ意見交換会を開催できるものとする。
 - ・ 内部監査室は、監査役との間で定期的に会合を持ち、内部監査結果について協議及び意見交換をする等、密接な情報交換及び連携を図るものとする。
 - ・ 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等より監査業務に関する助言を受けることができるものとする。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・ 当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは、一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求、妨害行為に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で組織的に対応することを基本方針とする。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 当社の財務報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び継続的な見直しを行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 当社は社外取締役1名を選任しており、取締役会において活発に発言し、取締役の職務執行の監督機能を果たしています。
 - ・ コンプライアンス委員会を開催し、賞罰委員会で処分された事例をはじめホットライン通報や食中毒事故の案件について報告し、法令遵守等業務の適正に向けて、その徹底を図っています。
 - ・ ホットラインマニュアルを、店舗でのパソコンで閲覧を可能とするよう改正し内部通報システム運用の充実を図っています。

- ・ 内部監査室は、法令遵守やリスク評価の観点から全ての部署を対象に、第1次内部監査を実施し、部門長と面談のうえ改善事項を指摘し、指摘した事項については第2次監査においてその確認をしています。また、店舗に対しては、全店舗を概ね年3回程度臨店し、現金監査と業務監査を実施し、指摘・改善事項についてはエリアマネージャーを通じて確認しています。
- ② 取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 株主総会議事録・取締役会議事録等重要情報のある文書等を保存・管理し、又、監査役からの閲覧請求に対し、適切に対応しています。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 危機管理委員会を開催し、第39期に発生した事件事故について報告するとともに、再発防止に向けて取り組むことを徹底し、その旨を経営会議にも報告しました。
 - ・ 地震、火災発生時や停電・断水時など店舗における緊急事態発生時のフローを危機管理マニュアルで定め、店舗緊急事態対応マニュアルを配布し、これを店長会議において説明のうえ、店舗従業員全員に周知させています。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役会は毎月1回の定例的な開催を含む年16回開催し、月次の経営報告のほか、経営計画や店舗の新規出店や閉店等重要事項を決定しました。
 - ・ 役員・部長等が出席する経営会議を毎月開催し、月次の経営報告、個別施策の目標と達成状況等について意見交換し、経営目標の適切な管理を行っています。
- ⑤ 監査役を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 該当事項はありません。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 監査役は取締役会及び経営会議等に参加し、取締役及び使用人等から必要な情報を得るほか、各部門の長と意見交換してその職務の執行状況を聴取し、また重要な稟議書等の閲覧をしています。
 - ・ 食中毒事故の発生等、経営に著しい損害を及ぼす恐れのある重要事項については、監査役に報告しています。

- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、代表取締役社長と会合を持ち、意見及び情報交換を実施したほか、会計監査人とは四半期ごとに行う内部監査室を含めた「三様監査連絡会」など年5回の会合を開催し、情報交換をしています。
 - ・ 内部監査室は監査役と連絡を密にし、内部監査結果について報告し、意見交換をしています。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・ 該当事項ありません。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 全社的な内部統制の評価をしたうえで、「決算財務報告に係る業務プロセス」と「それ以外の業務プロセス」に関して、評価を行っています。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年5月15日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,233,188	流 動 負 債	2,609,172
現金及び預金	5,531,479	買掛金	1,095,801
売掛金	81,091	短期借入金	60,000
原材料及び貯蔵品	190,225	リース債務	16,519
前払費用	68,811	未払金	921,934
繰延税金資産	98,835	未払法人税等	258,359
その他	262,744	預り金	92,394
固 定 資 産	2,740,715	前受収益	486
有形固定資産	1,346,384	資産除去債務	5,427
建物	967,953	賞与引当金	110,600
構築物	70,274	株主優待引当金	34,249
車両運搬具	794	店舗閉鎖損失引当金	13,400
工具器具備品	206,661	固 定 負 債	385,489
土地	71,907	リース債務	17,136
リース資産	25,661	資産除去債務	153,000
建設仮勘定	3,132	長期未払金	206,353
無形固定資産	21,367	その他	9,000
ソフトウェア	6,175	負 債 合 計	2,994,661
その他	15,192	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	1,372,962	株 主 資 本	5,979,149
投資有価証券	672	資 本 金	315,950
出資金	140	資 本 剰 余 金	236,829
長期前払費用	19,670	資本準備金	236,829
繰延税金資産	199,692	利 益 剰 余 金	6,173,039
敷金及び保証金	864,477	利益準備金	150
破産更生債権等	9,358	その他利益剰余金	6,172,889
その他	280,029	別途積立金	150
貸倒引当金	△1,078	繰越利益剰余金	6,172,739
		自 己 株 式	△746,669
		評価・換算差額等	92
		その他有価証券評価差額金	92
		純 資 産 合 計	5,979,242
資 産 合 計	8,973,903	負 債 純 資 産 合 計	8,973,903

損 益 計 算 書

(平成28年5月16日から
平成29年5月15日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	19,540,900
売 上 原 価	8,132,846
売 上 総 利 益	11,408,054
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	10,484,299
営 業 利 益	923,754
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	3,035
受 取 配 当 金	18
協 賛 金 収 入	18,496
仕 入 割 引	5,798
そ の 他	10,579
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,524
現 金 過 不 足	1,277
そ の 他	0
経 常 利 益	958,881
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	1,632
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	1,049
減 損 損 失	163,778
店 舗 閉 鎖 損 失	14,741
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	18,200
税 引 前 当 期 純 利 益	197,768
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	762,745
法 人 税 等 調 整 額	286,810
当 期 純 利 益	18,415
	457,518

株主資本等変動計算書

(平成28年5月16日から
平成29年5月15日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金						
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計			
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金				
平成28年5月16日 残高	315,950	236,829	236,829	150	150	5,797,067	5,797,367	△746,413	5,603,734	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△81,847	△81,847		△81,847	
当期純利益						457,518	457,518		457,518	
自己株式の取得								△256	△256	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	375,671	375,671	△256	375,415	
平成29年5月15日 残高	315,950	236,829	236,829	150	150	6,172,739	6,173,039	△746,669	5,979,149	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成28年5月16日 残高	△99	△99	5,603,634
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△81,847
当期純利益			457,518
自己株式の取得			△256
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	192	192	192
事業年度中の変動額合計	192	192	375,607
平成29年5月15日 残高	92	92	5,979,242

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② たな卸資産

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 株主優待引当金

将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため翌期以降に利用される株主優待券に対する見積額を計上しております。

④ 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当期の損益に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,632,517千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数
普通株式 2,903,600株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数
普通株式 175,416株
- (3) 剰余金の配当に関する事項
① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年 8月4日	普通株式	81,847千円	30円	平成28年 5月15日	平成28年 8月5日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
平成29年8月3日開催予定の第40回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 81,845千円
- ・ 1株当たり配当額 30円
- ・ 基準日 平成29年5月15日
- ・ 効力発生日 平成29年8月4日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		(千円)
賞与引当金		33,345
未払事業税		21,752
法定福利費		17,735
未払事業所税		4,267
減価償却超過額		26,231
長期未払金		45,777
減損損失		78,371
資産除去債務		63,406
その他		29,605
繰延税金資産計		320,494
繰延税金負債		
建設協力金		△2,023
資産除去費用		△19,509
その他		△434
繰延税金負債計		△21,967
繰延税金資産の純額		298,527

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	14,400千円
1年超	84,360千円
合計	98,760千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

資金調達については、納税資金を短期借入金にて調達しており、それ以外は自己資金で賄う方針です。

売掛金に係る顧客の信用リスクについては、クレジットカード利用の売掛金に限定することでリスク低減を図っております。

投資有価証券は主に上場株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年5月15日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

((注) 2. 参照)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,531,479	5,531,479	-
(2) 売掛金	81,091	81,091	-
流動資産計	5,612,570	5,612,570	-
(3) 投資有価証券	672	672	-
(4) 敷金及び保証金	864,477	863,177	△ 1,300
(5) 破産更生債権等 貸倒引当金(※)	9,358 △1,078		
計	8,280	8,280	-
固定資産計	873,430	872,129	△ 1,300
資産計	6,486,000	6,484,700	△ 1,300
(1) 買掛金	1,095,801	1,095,801	-
(2) 短期借入金	60,000	60,000	-
(3) 未払金	921,934	921,934	-
流動負債計	2,077,735	2,077,735	-
負債計	2,077,735	2,077,735	-

(※) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券、デリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式については取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金、(5) 破産更生債権等

敷金及び保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを当該貸借契約期間に近似する国債の利回り率で割り引いた現在価値により算定してしております。また破産更生債権等については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、または、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定してしております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
出 資 金	140

これらについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難なため、上記の貸借対照表計上額、時価及び差額には含めておりません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (非所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社 オレンジ・エステート	東金市	10,000	不動産賃貸業	なし	土地の貸借	店舗用地の貸借	15,600	前払費用	650

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

土地の賃借料については、近隣の取引事例を参考に決定してしております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,191円66銭

(2) 1株当たり当期純利益 167円70銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年6月27日

株式会社銚子丸
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 稲垣正人 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大録宏行 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社銚子丸の平成28年5月16日から平成29年5月15日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年5月16日から平成29年5月15日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用状況については、継続的な改善が図られているものと認めます。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年6月27日

株式会社 銚子丸 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 山 口 忠 則 ⑩

監 査 役（社外監査役） 中 嶋 克 久 ⑩

監 査 役（社外監査役） 守 屋 達 雄 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

第40期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円

なお、この場合の配当総額は、81,845,520円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年8月4日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	いしだ みつる 石田 満 (昭和31年1月20日生)	昭和53年4月 亀有信用金庫入庫 平成7年12月 株式会社シチエ（現株式会社 ウェアハウス）入社 平成10年10月 オーク株式会社入社 平成15年6月 同社取締役店舗運営本部長就任 平成18年5月 同社取締役管理本部長就任 平成22年8月 株式会社ウェアハウス入社 平成23年6月 同社代表取締役就任 平成26年1月 当社入社 平成26年2月 当社執行役員経営企画部長就任 平成26年8月 当社代表取締役社長就任（現任）	1,000株
2	ほりちひろこ 堀地 ヒロ子 (昭和22年9月21日生)	昭和52年11月 当社設立 専務取締役就任 平成元年3月 有限会社オール・エム設立 取締役就任（現任） 平成17年2月 当社専務取締役衛生管理部長 平成22年8月 当社代表取締役会長就任 平成26年8月 当社取締役会長就任（現任）	384,880株
3	ほりちはじめ 堀地 元 (昭和43年12月21日生)	平成4年4月 当社入社 平成12年1月 当社事業部長 平成16年1月 当社常務取締役就任（現任）	48,000株
4	もとむらきみひろ 本村 公弘 (昭和42年6月4日生)	平成2年4月 有限会社長谷仁商店入社 平成12年11月 当社入社 平成19年12月 当社仕入部長 平成20年10月 当社商品部長 平成22年8月 当社執行役員商品部長就任 平成25年8月 当社取締役商品部長就任（現任）	1,100株

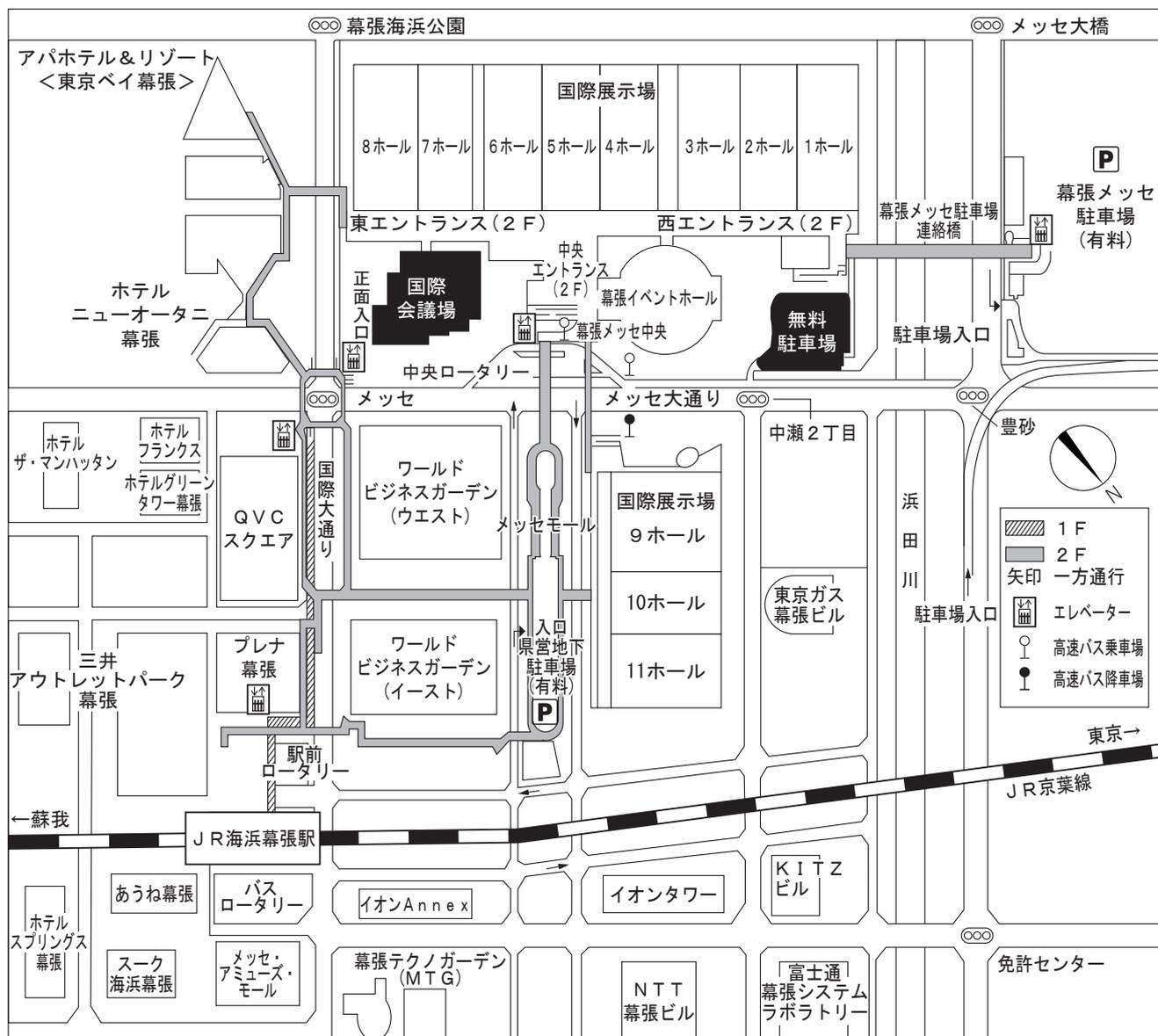
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	おおしま ゆきこ 大島 有紀子 (昭和27年10月31日生)	昭和59年4月 千葉県弁護士会登録 平成元年4月 大島有紀子法律事務所開業 所長就任(現任) 平成6年6月 法務省人権擁護委員(現任) 平成26年8月 当社取締役就任(現任) 平成26年9月 大網白里市代表監査委員(現任)	一株
6	まつ ど えいぞう 松 戸 栄 三 (昭和31年2月20日生)	平成20年5月 当社営業部長 平成22年7月 当社店舗開発部長 平成23年2月 当社環境整備部長 平成26年8月 当社執行役員環境整備部長 平成27年8月 当社取締役環境整備部長就任 (現任)	100株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大島有紀子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大島有紀子氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての経験・見識が豊富であり、当社の論理にとらわれず法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、このことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がると判断したためであります。
また、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はございませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
なお、同氏が社外取締役に就任してからの年数は本株主総会終結の時をもって3年であります。
4. 大島有紀子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その内容は当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものであります。
同氏が取締役に選任された場合、上記損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。

以 上

株主総会会場のご案内

場 所 千葉県千葉市美浜区中瀬 2-1
幕張メッセ 国際会議場 2階 コンベンションホールB
T E L (043) 296-0001 (代表)



交通

J R 京葉線・武蔵野線海浜幕張駅南口より徒歩約 5 分
(J R 東京駅より約 40 分、西船橋駅より約 12 分)

J R 総武線・京成電鉄幕張本郷駅よりバスで約 15 分タウンセンターバス停下車徒歩約 3 分

【お願い】

ご来場に際しましては、無料駐車場に限りがございますので、極力公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。(無料駐車場は 8:30 より開場いたします。)